

静岡県告示第280号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年4月4日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊東大仁線	伊東市宇佐美字天気山3496番の265から 伊東市宇佐美字大山3499番の31まで	令和5年4月4日

=====

静岡県告示第281号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年4月4日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
方の橋菌ヶ谷線	掛川市初馬字谷ノ坪808番の5から 掛川市初馬字谷ノ坪1907番の6まで	令和5年4月4日